

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

新たな標準的な運賃が告示されました (※重要)

～ 運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を新たに加算 ～

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省よりトラック運送業の「標準的な運賃」について、令和2年4月に告示されたものから運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した新たな運賃が告示されましたのでお知らせいたします。

トラック運送業については、「2024年問題」も踏まえ、ドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境の整備が急務です。

こうした中、昨年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、トラックの標準的な運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に適正に転嫁できるよう、所要の見直しを図ることとされました。

手続きについて

令和6年告示の「標準的な運賃」を適用させたい場合、令和2年4月24日告示の「標準的な運賃」にて届出済の運送事業者については、今回の届出は不要となりますが、初めて標準的な運賃を届出する場合、または令和2年4月24日告示の標準的な運賃を引き続き適用したい運送事業者については、陸運事務所に届出が必要となります。

詳細については、全ト協ホームページよりご覧ください。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_unchin.html

(問い合わせ先) 内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課

TEL 098-866-1836

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL 098-863-0280